

## 1. 父子家庭施策のあり方に関する研究(1)

— 302市区町の現行施策等の実態調査 —

児童家庭福祉研究部	高橋重宏・坂本健
調査研究企画部	庄司順一
埼玉県立衛生短期大学	滝口桂子
明治学院大学	松原康雄
厚生省児童家庭局家庭福祉課	井田千昭・新保幸男
厚生省児童家庭局母子保健課	清水美登里

### 要約

本研究は、今後の父子家庭施策のあり方を検討することを目的とした。初年度の研究として全国 3,235 の市区町村のうち 302 の市区町を対象に現行の父子家庭施策、父子家庭についての基本的な考え方やこれからの父子家庭施策のあり方について調査し、その結果を解析し、研究・協議したものである。

見出し語：父子家庭、父子のウェルビーイング、子どもへのサービス、父親へのサービス

"Research on the Direction of Policies Concerning Lone Father Families:  
results of a direct survey of current policy practices found in 302 local  
governments"

Shigehiro Takahashi, Takeshi Sakamoto, Junichi Shoji, Keiko Takiguchi,  
Yasuo Matsubara, Chiaki Ida, Midori Shimizu, Yukio Shinpo

Abstract : The main objective of this three year research project is to consider the possible future directions for policies related to lone father families. During the first year of the project, 302 of the 3,235 local authorities across the country were surveyed in order to identify: a) local governments' policies concerning lone father families; b) their basic assumptions and thinking about lone father families; and c) their ideas concerning the future direction for policies related to lone father families. The survey data was then analyzed and discussed.

Key Words : lone father families, the wellbeing of fathers and children, services for children, services for fathers.

## 1 はじめに

父子家庭施策の充実が唱えられて久しい。その背景としては、父子家庭の増加が指摘される。父子家庭数の正確な把握は、調査によって父子家庭の定義が異なることもあり、容易ではない。国勢調査では昭和55年第13回調査から父子世帯数が集計されるようになったが、父子世帯数（国勢調査における定義は、死別または離別の男親と、未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯）の推移をみると、昭和55年84,996世帯、昭和60年103,941世帯、平成2年101,705世帯と最近10万世帯を上回っている。一般世帯に占める割合については、5年ごとの推移は0.24%→0.27%→0.25%となっている。国勢調査は5年ごとの実施であるため、平成2年の調査結果をみる限りにおいては父子世帯数が減少しているように見られる。しかし、平成2年以降離婚が大幅に増加していることから、母親が親権を行なう場合がおよそ3/4を占めることを考慮しても、今日父子世帯が減少していると結論づけることは早計ではないかと考えられる<sup>1)</sup>。

注1) ただし、国民生活基礎調査における父子世帯数（ここでの定義は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で現に配偶者のいない20歳以上65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と、20歳未満の子（養子を含む）のみで構成している世帯・推計値）は、昭和63年の11万9千世帯（構成割合0.3%）をピークに平成5年には8万3千世帯（0.2%）に減少している。

父子家庭の生活状況については、地方自治体において実施されている『ひとり親家庭に関する調査』から、その状況を伺うことができる。調査結果から総じて指摘されることは、母子家庭に比べると収入は高いが、外食費や生活に要する諸経費（たとえばクリーニング代や被服費）などの出費がかさむため、経済的な苦しさをあげる声が少ないこと、従来から言われるように、子育て・家事と職業との両立が相当な困難を伴うことの二点に収斂されよう。

このような父子の自立を阻害する障壁を克服し、父子のウェルビーイングを促進するために、父子家庭支援のための様々な施策が展開されている。例えば、国制度として行なわれているのが介護人派遣事業である。またこの他にもそれぞれの地方自治体において、地域特性に合致した父子家庭支援施策が取り組まれている。しかしながら、同じひとり親である母子家庭施策に比べると格段の不足があることは否めない。また施策が実施されてい

る場合でも、利用に結びついていない場合が多々見られるようである。こうした現状に鑑み本研究は、総合的な父子家庭施策のあり方を研究することを目的として、3年間の予定で着手したものである。

父子家庭に対する国制度の施策としては、父子家庭介護人派遣事業、父子家庭等児童夜間養護事業（トワイライトステイ）、家庭養育支援事業（ショートステイ）がある（なお平成7年度から父子家庭等児童夜間養護事業、家庭養育支援事業は子育て支援短期利用事業に一本化された）。国事業の他に、都道府県または市区町村単位でさまざまな父子家庭に対する施策が実施されている。しかし市区町村単位で行われている父子家庭施策、とりわけ市区町村の単独施策については、実のところ、どこでどのような施策が行なわれているのか十分には把握されていない。こうした現状を踏まえ、平成6年度は本調査研究の初年度に当たることから、全国市区町村において実施されている父子家庭施策の状況を中心に調査研究を行なうこととした。

## 2 研究方法、対象および調査内容

全国の市区町村数は3,235を数える（平成6年4月1日）。父子家庭の状況は地域によって異なるものと推察され、父子家庭施策はその地域状況に合致して実施されていることから、可能ならば数多くの市区町村の施策実施状況を調査することが好ましい。しかし地域によっては対象となる父子家庭数が限られ、独自の施策を展開しているとは推察されにくいこと、また限られた条件下のもとでの調査であることなどを考慮し、東京特別区(23)、人口8万人以上の市(269)と人口順位10位までの町(10)の合計302の市・区・町を調査対象とした。

調査は厚生省児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、父子施策を担当する行政主管課にて調査用紙を郵送、平成6年10月1日現在の状況を記入し、返送してもらう方法をとった。

調査用紙は各市・区・町において実施されている父子家庭施策についての調査票【父子家庭施策調査票A】と、父子家庭施策についての自由回答（父子家庭についての基本的な考え方やこれからのあり方について）【父子家庭施策調査票B】の2種類を用いて行なった。

父子家庭施策調査票Aでは、施策別につぎの項目について質問した。

- ①施策の名称
- ②実施区分（国からの補助事業は除く）
- ③策定経過

- ④目的
- ⑥内容
- ⑥実施主体
- ⑦実施方法
- ⑧事業開始（経緯）
- ⑨費用（補助基準・利用者負担）
- ⑩PRの方法
- ⑪利用手続き
- ⑫利用実績
- ⑬主な利用者の声
- ⑭問題点と課題および改善点
- ⑮根拠規定

表1 代表的な父子家庭施策例

一方、父子家庭施策調査票Bは、調査票記入者の意見として、父子家庭施策についての基本的な考え方や今後のあり方について自由に記入してもらった。父子家庭施策調査票Aの記入がない場合、すなわち父子家庭施策を実施していない場合でも、父子家庭施策調査票Bは回答してもらうことを原則とした。

### 3 調査結果および考察

#### 1) 父子家庭施策の実施状況

調査結果の概要を述べる。まず調査の実施状況であるが、先にあげた全国302箇所（市、町と特別区）を対象に、平成6年10月1日現在の状況を調査したわけである。その結果、21区241市8町合計270の自治体から回答を得た。回収率は89.4%であった。

市区町村で現在比較的多く実施されている父子家庭施策を大まかに分類すると、③医療費助成事業、⑤レクリエーション、⑥観光地への招待、④住居費補助、⑨入学・卒業時の祝い品支給、⑩その他という6つに区分できる（表1参照）。そこでこの分類にしたがって実施状況などを概観しておきたい。

#### ③医療費助成事業

医療費の一部を負担するもので、多くの都道府県において施策化されているが、市・町における単独施策として実施しているところも少なくないようである。また同一県内でも、事業の開始年月には市・町によって若干の差が見られる。医療費助成事業の対象世帯は県によって異なり、所得税非課税世帯のみを対象としているところから、父子家庭すべてを対象としているところまでさまざま、それによって利用状況も自ら違ってくるようである。また名称は「ひとり親家庭医療費助成」か「母子家庭等医療費助成」のいずれかであり、そのためもあつ

#### ③医療費助成事業

- 母子・父子家庭医療費助成制度
- 福祉医療給付事業
- ひとり親家庭等医療費支給事業
- 父子家庭医療費助成事業
- 母子家庭等医療費助成事業
- 母子家庭等に対する医療費等助成事業

#### ⑤レクリエーション

- 父子家庭対策事業
- 父子健全育成事業
- 親と子のつどい
- 母子・父子家庭親と子のつどい
- 母子父子家庭親子レクリエーション
- ひとり親家庭一日レクリエーション事業
- 母子・父子家庭ふれあい事業
- 地域親子会事業
- ひとり親家庭レクリエーション
- ひとり親家庭レクリエーション助成事業
- 母子家庭等活性化事業 母（父）と子の集い

#### ⑥観光地への招待

- ひとり親家庭プール無料招待事業
- ひとり親家庭休養事業
- 父子家庭ふれあい招待事業
- 夏休み映画入場券交付事業
- 夏休みプール入場券交付事業

#### ④住居費補助

- ひとり親家庭住み替え家賃助成事業
- ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成事業
- 居住継続のための家賃補助制度
- ひとり親世帯民間賃貸住宅あっせん事業

#### ⑨入学・卒業時の祝い品支給

- 父子家庭入学祝金
- 母子・父子家庭中学生卒業激励事業
- 小中学校入学祝金支給事業
- 母子・父子世帯図書券の支給
- 母子・父子家庭新入学児童慰問品支給事業
- 母子父子家庭児童・生徒記念品の支給
- 母子・父子家庭等児童新入学祝記念品料

て、必ずしも利用が多いとはいえないようである。

#### ⑥レクリエーション

父子家庭における親子間のふれあいを目的としたレクリエーション事業が、市区町村の単独事業として各地で実施されている。一例をあげると、バス旅行、ハイキング、キャンプなどである。実施方法は、大部分は名称からも伺えたとおり、「母子・父子家庭親と子のつどい」や「母子・父子健全育成事業」というように、母子家庭と父子家庭が一緒になって楽しみ交流を深める、という形式をとるものが主である。

利用者の意見は概して好評のようであるが、参加者が固定しがちであること、また母子と合同の場合、父子が参加を遠慮する（参加しづらい）傾向が見られること、行事のマンネリ化などが指摘されている。しかし年数回のこのレクリエーションを楽しみにしている親子も多数存在することが報告されており、そのプログラムの充実と父子が参加しやすい条件づくりを急ぐ必要がある。あわせてすべてのひとり親家庭に知らせが行き届くよう、プライバシーに留意したひとり親家庭の把握と、情報伝達のあり方の検討が重要であろう。

#### ⑦観光地への招待

これは形態によっては⑥レクリエーションと厳密に峻別することは困難な場合もあるが、こちらの方は、例えば、テーマパークなどの入場券をひとり親家庭に配布するというもので、母子・父子ともに対象となる場合がほとんどである。チケットの有効期間中ならば自由に利用できることもあって、レクリエーションに比べ利用者の人気は高い。休日に家族そろって楽しむ時には絶好の資源となる。

ここでもすべての対象家庭に情報が行き届くこと、資源の新規開拓、参加者同士のつながりの確保・育成などが課題となる。なお観光地のほかに、公営施設の利用券配布や、夏期の公営プール利用券配布などの事業も多く見られる。

#### ⑧住居費補助

ひとり親家庭にとって生活費の中でとりわけて負担となるのが月々の住居費（家賃）である。これは子どもが成長するにつれ、また住居が都市部になればなるほど、その負担が大きくなる。現在東京都の区部では、東京都の補助事業として、居住している賃貸住宅が取り壊しなどの理由によって転居しなければならぬ時に、家賃助成などの施策が取られている。

だがここでも父子家庭からの申請は母子家庭に比べると極端に少ないようである。その理由としては、所得制限の問題が上げられるが、必ずしも父子家庭は経済的に十分であるとはいえないことから、柔軟な対応が求められる。なお住み替えといった特別時だけでなく、通常の毎月の家賃助成についても制度化の必要があるかもしれない。

#### ⑨入学・卒業時の祝い品支給

市区町村で行なわれている単独施策と呼ばれるものの多くは、この種の事業に該当する。小学校入学時・中学校卒業時にお祝い品を支給するという一時的・一律的なものがほとんどで、父子家庭の生活に貢献する確率はさほど高くはないと思われる。

もちろん、必要性がないというわけではない。行政側にとっても、これを機会に父子家庭を把握することができ、今後のサービス提供の契機となることを期待できる。その意味で二次的な効果が見込まれる事業であり、今後の継続が求められるが、何をプレゼントするかという祝い品そのものの検討と、地域によってその内容には格段の格差が見られることから、より有効な事業とするための検討が必要とされよう。

#### ⑩その他

上述した5つの施策以外に各市区町村では、地域特性を考慮した各種の父子家庭施策が実施されている。

例えば静岡県では、県の補助事業として「父子家庭等福祉対策促進事業」という施策が、県内各市で行なわれている。事業内容は各市が選択できるようになっているが、先にあげたレクリエーションのほか、機関紙発行、パンフレット送付、料理教室など、日常生活に密着し、かつ事業を通して参加者相互の関係を深めることができるような事業を意図している。

父子家庭に対する相談事業もいくつかの市で取り組まれている。ただ相談体制はマチマチなようで、母子相談員が対応するところから、「父子家庭相談事業」として、父子相談員を配置しているところもある。日中は仕事にでる父親に対し、情報提供をかねて相談の窓口をオープンしておくことは有用であると思われるが、窓口の開設時間・相談窓口の設置場所など、検討課題も少なくない。父親側からの、仕事が終って一息ついてから相談にのってほしいとか、女性相談員（民生委員・児童委員）には話にくい、などの要望に今後どのように応えていくか。要は父子家庭にとって相談しやすい条件の整備を進めていくことが肝要といえよう。

父子家庭にとって仕事と家事を両立させることは相当の負担であるが、この家事の負担を少しでも軽減することを目的としてなされているのが「家事援助事業」である。とくに京都市の「父子家庭家事援助サービス事業」は、週1回半日であるけれども家事援助者が派遣され、炊事・洗濯・掃除・子どもの世話を行なうというサービスである。父子家庭が健康な地域生活を維持する上で、大きな役割を果たすのではないかと考えられる。今後派遣理由の簡素化、回数の増加のほか、援助者側の資質向上のための研修体系の整備などが課題となろう。また父親が希望した場合には、父子家庭で子どもを養育した経験をもつ父親を援助者として認定するような対応も検討の可能性がある。

なお今回の調査からは得られなかったが、「第3回父子福祉全国交流会」（平成6年12月：京都市）において、「父子会への支援」という要望が出されている。父子会が各地に設立されつつあるが、その活動を支援することは父子の自立を保障する意味からも重要である。父子会の育成は、父親のプライドの高さや仕事の忙しさ、組織体制の未整備などから容易なことではない。だが父子の全国交流会が第3回と回を重ね、全国にその芽が誕生しつつある今こそ、父子福祉推進のためにその活動を支援することが必要だということを強調しておきたい。

## 2) 特徴的な事例

本項では、全国の市・町の父子家庭施策の中からユニークな単独施策のいくつかを紹介し、今後の父子施策を考えるうえでの資料としたいと思う。

### ①父子家庭巡回指導（足利市）

父子家庭巡回指導員が父子家庭を訪問し、家事生活・就職問題・結婚問題などの生活相談や、子どもの養育・進学・しつけ・健康問題などの相談相手になるというもので、少なくとも年1回以上訪問することとなっている。問題点としては、留守家庭が多いこと、生別の父親の場合、家庭内の状況を話すことに抵抗があること、が上げられている。父子家庭巡回指導員の資質が大きな課題であろう。

### ②母子家庭・父子家庭の子の勉強会（足利市）

母子・父子家庭では子どもの勉強をみるのが手薄になりがちであることを考慮して、小学校の夏・冬休み期間中に公民館を利用し、1年生から3年生までの児童を対象に、教職経験のある父子家庭巡回指導員、家庭相談員、婦人相談員（計3名）が学習指導にあたり、学習の

手助けを行なうものである。毎回10数名の希望者があるとのことで、3名の担当者だけで市内をまわるには困難な場合があるようである。子どもにとってみれば、住いの近くの公民館で勉強をみてもらうことができ、安全面からも心配がない。課題としては、学習面で差が生じはじめる高学年児童への援助が問題であろう。

### ③母子家庭等児童の大学進学支度金の交付（鎌倉市）

母子家庭などの児童の大学進学に際し、大学進学支度金を交付するものである。全国的にみても大学進学時に要する費用への補助は数少なく、進学者にとっては朗報である。大学で12万円の交付ということであるが、全国への拡大へと、利用者の拡大、すなわち進学者の増加を願いたいものである。

### ④父子家庭等児童一時養育事業（大垣市）

父子家庭などで児童を養育するものが、疾病・負傷・その他の理由によりその養育が困難になった場合、児童を民間篤志家等に一時的に養育を委託することによって、生活の安定と児童の健全育成をはかろうとするものである。現在一時的な子どもの養育に困った場合、利用できる資源は、親族への委託、児童相談所の一時保護か、子育て支援短期利用事業である。しかし祖母との同居が減少していること、福祉制度については実施施設からの通学の問題や送迎問題のために、必ずしも利用しやすい制度とは言い難いなどの側面がある。それ故に、父子家庭の生活圏内での一時養育は、地域生活を維持していく上で大きな成果をもたらすと考えられるが、昭和60年度に創設されて以来、本事業の利用者はゼロとのことである。

## 3) 各市区町村における父子家庭施策についての基本的な考え

調査票には「父子家庭施策についての基本的な考え方やこれからのあり方」について自由記述してもらう欄を設けた。これは、自由記述であり、回答の整理はむずかしいが、基本的な考え方や今後の方向を知るうえで有効な資料となると思われるので、ここで検討する。

記入があったのは145市・区・町であったが、それぞれの記述を内容が類似したものごとに分類し、項目とした。いくつかの内容を含んでいる場合には、それぞれの項目のところに整理した。したがって、ある市区町村の記述がいくつかの項目にあてはまることがある。今回の分析の目的は、数量的な傾向を明らかにすることではなく、具体的な記述（例）をとおして、父子家庭施策の現

状と課題を知ることにある。なお、項目の分類は2名で行った。

### (1) 父子家庭の生活状況

①父子家庭の経済的状況については、経済的な困難を指摘している場合と(埼玉県・東京都)、逆に、経済的には余裕があるとみる場合(福島県ほか)とがあることが注目される。生活状況のとらえ方は、施策形成の基本になるわけであるが、逆のとらえ方があることが、父子家庭の特徴といえそうである。もちろん、父子家庭といっても、経済的な状況は個々にかなりちがうものではあることはいうまでもないが、《以下、例は要約した形で示す。なお、都道府県名のみ表示。市・区・町名は省略》

#### 《経済的な困難さの指摘》

- ・外食やクリーニング代等の出費のため、経済的な苦しさをあげる声が少ない(埼玉県)

- ・児童扶養手当の所得制限以下の父子家庭の困窮度はかなり深刻である(東京都)

#### 《経済的な余裕の指摘》

- ・経済的に余裕があることもあり、市報でのPRや個別の通知に対しても反応が乏しい傾向にある(埼玉県)

- ・父親の両親と同居または近いところに住んでいる、また所得がある程度あり生活に困窮していない世帯が多いため、特別な施策の必要性はあまりない(静岡県)

- ・父子家庭については、経済面が比較的安定していると考えられることから、他の面からの支援(相談事業・家事への援助・父子のふれあいの場など)が考えられる(福島県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・富山県・三重県・大阪府・広島県・宮崎県)

②父子家庭の特徴として、母子家庭とはちがう、父子家庭に特有の面があることを指摘したのも少なくない。しかし、母子家庭と共通した問題も指摘されている。

#### 《父子家庭に特有の困難》

- ・定職をもち、社会活動をするがゆえに、父子家庭特有の支援要請がある(千葉県)

- ・乳幼児を抱えた父子家庭は、母子家庭よりも緊急に援助を必要としていることが多いようであるが、現在のホームヘルプサービスでは派遣時間、派遣回数等で対応しきれない状況にある(東京都)

#### 《母子家庭と共通した問題》

- ・父または子どもの一時的な疾病のために日常生活に支障がでるなど、母子家庭と共通した問題が生じている(奈良県)

③父子家庭における家事・育児と仕事の両立の困難さを

指摘した意見は少なくない。

- ・家事・育児と仕事を両立させることに大きな困難を抱えているために、職業が制約を受け、結果的に恵まれない労働条件のもとにおかれる場合が多く、一般に自立が困難な状況にある(東京都・新潟県・大阪府・広島県)。

### (2) 父子家庭施策の利用状況

①父子家庭施策については、その利用、問い合わせが少なく、ニーズの把握もできにくいことが多くの市・区・町で指摘されている。

- ・ホームヘルパーの派遣を実施しているが、利用はもとより、問い合わせも皆無に近い状況(北海道)

- ・介護人派遣事業の利用実績はきわめて低い(山形県・千葉県)

- ・父子家庭相談所では年々相談件数が少なくなっている(青森県)

- ・親子ふれあい事業への参加や、相談事業に対する相談も少ないため、ニーズの把握ができない(鹿児島県)

②その背景としては、父親が福祉施策を利用しがらない(滋賀県・北海道)、祖父母からの援助がある(山形県)、父親の声・子どもの声が福祉行政の現場にまで届いてこない(滋賀県・北海道)などが指摘されている。

### (3) 計画にみる父子家庭施策

- ・母子家庭と父子家庭の福祉ニーズの差異をふまえ、父子家庭については、子どもの養育、家事等家庭機能の強化をはかるため、児童福祉総合センター等における相談・指導等の充実につとめる(北海道・三重県：長期総合計画・平成4～8年度)

- ・ひとり親家庭の世帯に対し、生計の維持、家事や育児等生活上の問題に必要な援助を行い、円滑に日常生活をおくれるようにする。また、相談・指導の充実をはかる(東京都：平成12年の計画目標)

- ・平成5年に策定された計画には、父親等を対象とした料理教室や相談の実施、パンフレットの充実等をもりこんだ(東京都：保健福祉計画)

### (4) 今後の父子家庭施策のあり方

①父子家庭の実態把握とニーズの把握の必要性

これまでのところ、父子家庭の生活状況など実態が明らかになっていず、これを明らかにするのがまず必要に思われる。父子家庭への認識を深める必要もある。

- ・父子家庭との交流の接点を見いだすことが先決(千葉県)

・父子家庭の生活の実態把握につとめ、福祉ニーズに対応した諸施策の推進をはかる（静岡県）

・相談機関の整備等により、父子の状況を把握する素地をつくる必要がある（宮城県）

・父子家庭の福祉ニーズを適確に把握できる体制づくり（埼玉県）

・父子家庭が母子家庭と同様に認知される手立てをすすめる（北海道）

・父子家庭に対し、社会的認知をはかるような施策の整備と、施策の周知を求めたい（北海道）

・父子家庭にも母子家庭等と同じような政策が図られなくてはならない時期にきたとの認識である（長野県・大阪府・兵庫県・福岡県）

#### ②父子家庭施策についての一般的計画

父子家庭施策について一般的に述べた意見があった。これらについては、今後どのように具体化していくのを見守りたい。

・総合的・長期的な計画をできるだけ早期に策定する（東京都）

・母子家庭と同様に、経済的な支援や家事援助を含む体系的な施策の充実整備をはかる（広島県・宮崎県）

#### ③父子家庭に特有のニーズに対する支援の必要性

父子家庭には特有のニーズがあるとも考えられ、ニーズにあった施策策定の必要性が指摘されている。

・父子家庭のニーズに対応した新たな施策の構築（青森県・大阪府）

・母子と同じ施策では適切でない面が多いと思われる（熊本県）

・母子・父子を含めた「ひとり親世帯」としての福祉が必要（山形県）

・父子家庭の特性に応じたきめの細かい相談体制の確立（千葉県）

・母子家庭以上に深刻な問題を抱えており、日常的な子育て支援策を模索中（石川県・大分県）

#### ④母子家庭施策との共通性の指摘

父子家庭に特有のニーズとともに、もちろん「ひとり親家庭」として母子家庭とも共通した問題もある。しかし、父子家庭に特有のニーズが把握されないために、母子家庭施策を適用するという考えも見受けられる。

・現行の母子制度の父子家庭への対象拡大（三重県）

#### ⑤経済的援助

父子家庭へのより具体的な施策としては、まず経済的援助がある。

・手当の充実（青森県）

・低所得父子家庭に対する手当の支給と父子家庭医療費助成制度の新設（栃木県）

・生活に困窮する世帯に対して、生活保護を第一に考えるのではなく、手当の支給をするのが妥当（大阪府）

・所得に関係なく制度を利用できるようにすること（埼玉県）

・現行の諸制度は所得制限があり、利用できない場合が多い（熊本県）

#### ⑥経済的な面以外のサービスの必要性

父子家庭の経済的状況のとらえ方には、困窮度が高いとするものと、余裕があるとするものがある。経済的な面以外のサービスの必要性も大きい。

・経済的には比較的安定していると思われるので、父子家庭については、経済面が比較的安定していると考えられることから、他の面からの支援（相談事業・家事への援助・父子のふれあいの場など）が考えられる

（福島県・千葉県・埼玉県・神奈川県・東京都・富山県・三重県・大阪府・広島県・宮崎県）

#### ⑦具体的な施策

具体的な施策としては人的サービスが中心となるが、とくに、父親が安心して働けること、子どもが安心して生活できること、家事への援助とそのためのホームヘルパーなどの派遣などが、多くの市区町村で検討されている。とくに、父親不在時の子どもの養育の確保などは緊急に整備される必要があろう。

・ホームヘルパーの派遣、父親が安心して働ける環境づくり（群馬県）

・安心して就労や子育てができる環境づくり（千葉県・新潟県）

・子どもが安心して生活できるよう人的サービス（東京都）

・ヘルパーの派遣や、料理などの講習（神奈川県）

・家庭奉仕員やボランティアの活用（神奈川県）

・保健婦等医療スタッフの派遣

・留守家庭児童対策の充実（茨城県・東京都）

・父親不在時の子どもの養育の確保（埼玉県）

・育児相談事業（神奈川県）

・相談業務の充実（静岡県・愛知県・大阪府・愛媛県）

・ある程度長い時間子どもをあずけられる施設（千葉県）

・公的助成によるレクリエーション、公的ベビーシッター、児童館における地域児童クラブ事業の充実（北海道）

・将来的には父子寮の建設も望まれる(兵庫県)

⑧地域との連携

その他、地域との連携をはかることの必要性についてはいうまでもないであろう。

- ・地域資源の見直し(埼玉県)
- ・地域で支え合うシステムづくり(神奈川県)

⑨関係機関との連携

・保育所や養護施設等の社会資源の活用を積極的にすすめていく(北海道)

・行政だけでなく、社会福祉協議会等の社会資源を活用した幅広い対応が求められる(神奈川県)

・父子家庭問題について恒常的に協議できるような場を設定する(長野県)

・家庭相談員、母子担当ケースワーカーが随時相談に応じる体制を整えるとともに、必要に応じて民生委員、母子協力員に対し、身近な相談に応じるよう依頼している(茨城県)

⑩法の整備の必要性

・法的に整備されていない中で、市単独の施策が取り入れにくい(滋賀県)

・父子福祉法の立法化が必要である(北海道)

・父子家庭に対する法の制定とその実現に向けての努力を重ねること(栃木県・東京都)

⑪その他

・介護人派遣事業では継続的な援助が必要な父子家庭には対応できない。市単でホームヘルパーを派遣するのは財政的裏付けがない場合、施策になりにくい。在宅福祉事業費補助金交付対象として位置づけられるように願う(埼玉県)

・市独自で制度を実施していくには、まだまだ環境の充実がはかられていない(広島県)

・申請手続きの簡素化をはかることによって、利用しやすい制度にあらためる(大阪府)

・一時的な父子家庭(母親の入院等)の場合も含めた事業としての展開をはかる必要がある(大阪府)

・父親が子どもと生きるという意識を確立するため、現在の制度を積極的に活用することができるよう施策の強化をはかる(秋田県)

- ・家族の存立を助ける援助の仕方を考える(群馬県)
- ・PRによる利用の増加(北海道)

⑫父子家庭施策に消極的な意見

・現状の助成のほかは、とくに考えていない(千葉県・静岡県・三重県)

・世帯数を確認するのみで、施策を行うにはいたっていない(埼玉県)

・財政・経済事情が厳しい状況にあるので、現行施策の充実で対応する(神奈川県・長崎県)

・父子家庭の施策にこれといった決め手をもたない現状にあり、当面は現行事業の充実をはかることで対応(鹿児島県)

・住民サイドからもとくに要望や相談もないので新たな施策を実施する予定はない(埼玉県)

・父子家庭からの相談はきわめて少ないことから、とくに施策をたてるには時期尚早の感がする(山口県)

・高齢者福祉に多額の予算が必要なため、市単独事業では新たな施策は大変むずかしい(高知県)

(5) 父子会

父子会活動は活発なところと、困難なところがある。

《父子家庭の組織化は困難》

・父子会は、会員数も少なく、活動も低調であるが、その育成支援は今後の課題である(広島県)

・日中仕事に追われている父子家庭の活動組織の実現は困難である(栃木県)

・父子家庭の組織化はむずかしく、できたとしてもそれを継続するのはさらにむずかしいものとする。そこで、母子会の事業の中で父子家庭を取り組んでいく方向で母子会と検討している(静岡県)

《父子家庭の組織化をはかる》

・父子家庭への情報提供をすすめる中から、将来的には組織化につなげることができればと考える(静岡県)

・父子家庭交流会事業を通じて、父子家庭の組織化をはかる(愛媛県)

・父親たちが意識改革をし、制度を積極的に利用できるよう、民生児童委員、ボランティアの協力を得て、父子会の組織化をはかり、施策を父親とともに考えたいと思う(滋賀県)

・レクリエーションや交流会的事業をふやし、地域グループや組織づくりを推進すること(神奈川県)

・父子家庭の組織化をはかることによりニーズ把握につとめる(長野県)

・行事等を男性の参加しやすいものにする、参加者がずっとふえた(静岡県)

《母子家庭・父子家庭等を「ひとり親家庭」として、施策を考える》

・父子家庭・母子家庭・交通遺児家庭等を「ひとり親家庭」として、両親家庭と並ぶ一つの家族形態としてとらえ、全体として必要な施策を実施(東京都・埼玉県・

大阪府・兵庫県・島根県)

・「ひとり親会」という団体が活発な活動を展開している(埼玉県)

・父子家庭・母子家庭がそれぞれの組織をもつのではなく、「ひとり親家庭福祉会」とし、会員がふえたら、部会として活動を行うなどの取り組みを検討中である(埼玉県)

・単親家庭の組織づくりを促進し、あわせて互助活動の積極的な展開と社会参加の促進をはかる(大阪府)

#### 4 まとめ

第3章で全国の父子家庭施策の状況を概観したが、調査結果をもとにして、これからの課題などを探りたいと思う。

なおここで、調査に関わる若干の問題点について言及しておかなければならない。まず調査対象地区についての問題点である。本調査では、人口8万人以上の市に絞ったわけであるが、人口8万人という点、必然的に県庁所在地市と、首都圏・中京圏・関西圏の周辺都市に限定されてしまうことである。今回241市から回答をいただいたが、やはり全国的にまんべんなく分布しているとは言えないのである。

今一つは、調査実施上の問題点である。簡潔に述べると、父子家庭施策の範囲をどこまで含めるかという問題である。これに、施策によっては主管課が異なることも手伝い、必ずしも得られた回答がその市・区・町の父子家庭施策のすべてを表しているとは言いがたいことである。その意味でやや正確性を欠いたことは、認めざるを得ない反省点として総括できる。

父子家庭の大変さは、母子家庭のそれとの比較において、経済的な問題よりも子どもを養育する側面に大きいことが指摘されてきた。父子家庭になる前は「男」として働いてきた人間が、これからは「親」としての役割を担わなければならない。しかも「父親」としての役割だけではなく、「母親」の役割の遂行も必要となる。料理一つでさえ経験の少ない父親は、家事に忙殺され、子育ての余裕がもてなくなる。これに加えて、場合によっては転職などを余儀なくされ、収入減を覚悟しなければならないこともある。その上に離別した男性に対するスティグマがおそいかかり、福祉施策の利用から父子が遠ざかってしまうと考えられる。このような理由から、父子を対象とした施策の多くは、利用につながらないという結果がもたらされるのであろう。

もちろんそれ以前の問題として、どの程度父子が利用できる施策が用意されているのかという根本的な問題を

避けては通れない。母子施策はあっても父子施策は十分ではないというのが実態なのである。父子家庭の地域生活を支援するためにも、まずは「ひとり親家庭施策」ということで、母子父子施策の共通化を推進することが検討されてよいのではないだろうか。少なくとも一般的な子育て支援だけでは不十分といえよう。

施策の整備とともに重要なのが、先程指摘した、どのようにして利用につなげるかということである。父子施策の利用は、ほとんどすべてと行ってよいくらい利用率は低調である。こうした背景には、福祉の世話にはなりたくないという男の面子もあるだろう。児童相談所や福祉事務所(家庭児童相談室)への不信、行政機関の対応体制、そしてPR不足も否定できない。父子家庭からのアクセスビリティを確保し、彼等の意見を集約し、施策に反映させることが可能になるようなシステムを形成することが求められている。例えば、主任児童委員をはじめ民生委員・児童委員、地域の社会福祉協議会の機能を十分に生かすことが要請される。もちろんそうした機関に従事する職員には、資質向上への不断の努力が必要となるのは言うまでもない。

今回の調査は、市・区・町の単独施策の把握を大きな目的として行なった。特徴的な事例として取り上げた4事業以外にも、すばらしい実践が展開されている。国・都道府県の施策とは異なり、市・区・町の父子家庭施策は、日常生活に密着したものであること、既存の社会福祉施策ではカバーできない部分をフォローするような施策であること、父親と子どもの両者に役立つものであること、などが望まれる。この基本線にそって子どもの学習指導、料理教室、ハンドブックの作成、夜間の相談活動、子どもの一時預かりほか、多様な施策が地域によっては行なわれているが、今後は行政では対応できていない部分一例えば保育所の送迎、急な病気時への対応など一に対してどのような施策を計画していくかが課題となろう。もちろんこのような場合には、社会福祉協議会がイニシアティブを発揮し、ケースマネジメントを主催、それによってボランティアの組織化をはかることも一方策として検討されよう(枚方市が参考となる)。

父子の組織化は最近ようやく全国へのひろがりを見せつつある。父子福祉を推進する原点として、父子会は不可欠であるとの認識のもと、当事者である父子の主体性を尊重した父子会づくりが待たれる。社会福祉協議会が果たすべき役割の重要性はいうまでもない。

非常に面倒な調査にもかかわらず高い回収率を保つことができたこと、関係市区町各位に厚くお礼申し上げたい。